

# 京都府子どもを虐待から守る条例（仮称）の骨子案 概要

| 区分        |               | ポイント                       | 内容等   |
|-----------|---------------|----------------------------|---|
| 前文        |               | 子どもを虐待から守る取組を各主体が一層強化      | 法改正等の様々な取組をもっても虐待が後を絶たないことから、条例を制定し、各主体の取組を一層強化することにより虐待から子どもを断固として守る         |
| 責務・役割     |               | 府・市町村及び関係機関等の連携、保護者の体罰の禁止  | 府・市町村及び関係機関等が連携し、各主体が子どもを虐待から守る取組を強化、体罰によらない子育ての推進を発信                         |
| 基本理念      |               | 虐待を社会全体で防止                 | 虐待は、いかなる理由があっても許されるものではないことの周知を徹底し、子どもの生命や最善の利益を社会全体で守る                       |
| 基本的な施策の方向 | 未然防止          | 市町村母子保健事業との連携              | 妊娠期から出産後まで各段階に応じた切れ目ない支援を強化   |
|           |               | 予期しない妊娠の防止、支援              | 関係機関等と連携し、思春期を迎える前からの性教育を充実、予期しない妊娠に悩む妊婦への支援を強化                               |
|           | 早期発見・早期対応     | 子どもが相談しやすい環境を整備            | 虐待を受けている子どもは、声を上げにくい状況であることから、子どもがいつでも相談しやすい環境を整備                             |
|           |               | 子どもの性被害への支援を強化             | 性被害は子どもの心身の発達や将来に重大な影響を及ぼすことから、トラウマの解消等を目指し、関係機関等との連携を強化                      |
|           | 虐待を受けた子どもへの支援 | 子どもの意見尊重、子どもの権利及び最善の利益を最優先 | 里親委託・施設入所中の子どもや一時保護を行った子どもから意見を聴く機会の確保、第三者が評価できる仕組みの構築                        |
|           | 再発防止          | 再発防止のための取組を強化              | 虐待の繰り返しは、子どもの心身の成長や人格の形成に重大な影響を及ぼすことから、市町村や関係機関等との連携や取組を強化するとともに、地域での見守り活動を充実 |
|           | 自立支援          | 社会的養護の充実のため、里親制度を推進        | 家庭的な養育の充実を図るため、里親制度の普及啓発や、里親の育成を図り、里親委託を推進                                    |
|           |               | 自立に向けた継続的支援                | 里親委託・施設入所中から解除・退所後までの切れ目のない自立支援を強化し、子どもが施設等から退所後も、安心して相談できる環境整備を図るなど支援を強化     |
|           | 支援体制の強化       | 児童相談所の機能強化                 | 地理的条件や交通事情、人口動向等を踏まえ、一時保護を含む児童相談所の機能を適切に発揮できる相談支援体制を確保                        |
|           | 施策の推進         | 調査研究、財政上の措置                | 施策及び取組を効果的に推進するための方策について調査研究を行い、必要な財源を確保                                      |